

泉州南消防組合職員の懲戒処分等に関する公表基準

平成25年7月1日

1 目的

公務員倫理の確立と綱紀保持のより一層の徹底を図るため、地方公務員法に基づく懲戒処分等を行った場合は、原則として以下の基準により公表することとし、もって職員の公務員としての自覚を促し、不祥事の未然防止に資することを目的とする。

2 公表する懲戒処分等

- (1) 地方公務員法に基づく懲戒処分（免職、停職、減給、戒告）
- (2) 地方公務員法に基づく、刑事事件に関し起訴された場合の休職処分
- (3) 上記以外の処分で社会的影響等を勘案し、公表する必要がある場合

3 公表する内容

- (1) 原則として公表する内容は、次のとおりとする。
 - ア 被処分者が消防本部に属する場合は課名、署所に属する場合は署名又は分署名
 - イ 被処分者の職名
 - ウ 被処分者の年齢
 - エ 処分内容
 - オ 処分年月日
 - カ 事実の概要
- (2) 上記についての公表は、公務以外における懲戒処分については、停職以上について公表するものとする。また、懲戒免職については、氏名について公表する場合もあるものとする。

4 公表の時期及び方法

- (1) 懲戒処分等を行った後、速やかに公表する。
- (2) 公表は、泉州南消防組合のホームページへの掲載及び報道機関への発表又は資料提供により行うこととする。

5 監督責任に係る懲戒処分等の公表

懲戒処分の監督責任に係る懲戒処分その他監督上の措置については、上記2ないし4に準じて行う。

6 公表の例外

事件の性質上、被害者等が公表しないことを求めている場合や、被害者等のプライバシーその他権利利益を保護するため、やむを得ない場合は、処分の公表を行わないことができる。

7 基準の適用

この基準は、平成25年7月1日以降の懲戒処分等について適用する。